



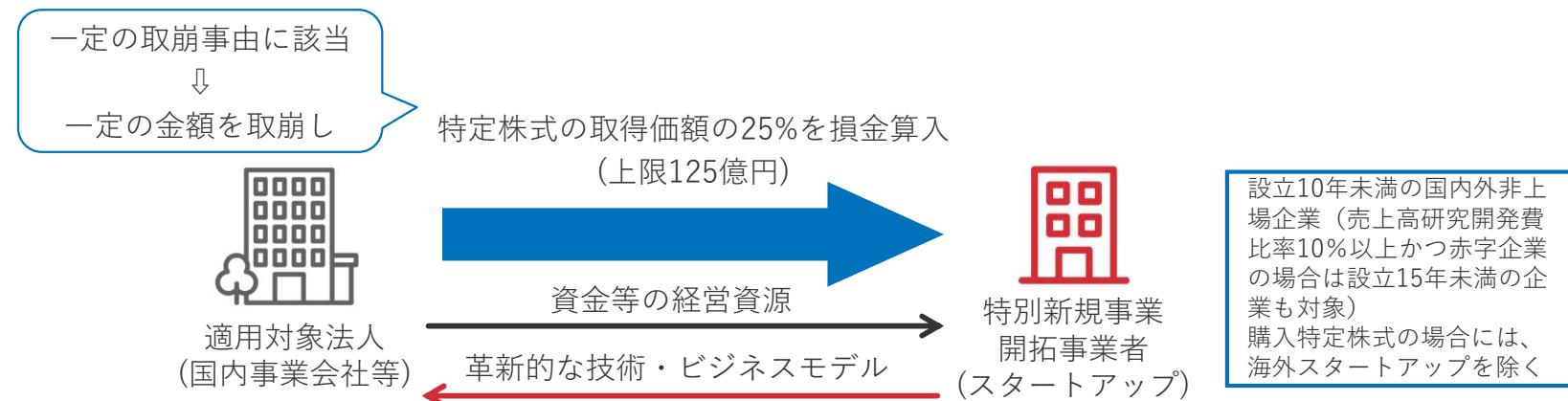
# オープンイノベーション促進税制の延長等（1/3）

## 一言解説

スタートアップの出口戦略の多様化の観点も踏まえ適用期限が2年延長されるとともに、大企業によるスタートアップへの投資を促進すべくM&A型のさらなる拡充が行われます。

## 1. 現行制度の概要

- (1) 適用対象法人が、令和2年4月1日から令和8年3月31日までの間に特定株式を取得し、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで有している場合において、その特定株式の取得価額の25パーセント以下の金額をその事業年度の確定した決算において一定の区分により特別勘定の金額として経理したときは、その経理した金額について所得基準額（上限125億円）を限度として損金の額に算入することができます。この特別勘定の金額は、その譲渡その他の一定の取崩し事由に該当することとなった場合には、その事由に応じて一定の金額を取り崩して、益金の額に算入することとなります。
- (2) 特定株式とは、特別新規事業開拓事業者の株式のうち、次の①又は②の特定株式の要件をすべて満たす一定のものをいいます。
- ① 増資特定株式（新規出資型）  
その株式が増資に伴う払込みにより交付されるものであること等
  - ② 購入特定株式（M&A型）  
その購入による取得により総株主の議決権の過半数を有することとなるものであること等



### 適用時期

令和10年3月31日まで（2年延長）

### 留意事項

事業会社がスタートアップを吸収合併した場合等、特別勘定の取崩方法の見直しが行われます。



## オープンイノベーション促進税制の延長等（2/3）

(3) 適用対象法人が行う①増資特定株式又は②購入特定株式の取得の上限額及び下限額は次のとおりです。

No.	特定株式	取得価額の上限額	取得価額の下限額（取得価額要件）
1	増資特定株式	50億円 (1件当たり)	年間500億円 (1社当たり)
2	購入特定株式	200億円 (1件当たり)	5億円

### 2. 改正の内容

特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例について、関係法令の改正を前提に次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長します。

(1) 増資特定株式に係る措置について、次の見直しを行います。

① 中小企業者以外の法人が取得をする内国法人の株式の取得価額要件を2億円以上（現行：1億円以上）に引き上げます。

現行	改正案
1億円以上	2億円以上

② 下記(3)の改正に伴い、下記(3)により特別勘定を設けている又は設けていた株式と同一の銘柄の株式の取得をする場合におけるその取得をする株式をこの措置の対象から除外します。

(2) 購入特定株式（発行法人以外の者から購入により取得した特定株式でその取得により総株主の議決権の過半数を有することとなるもの）に係る措置について、次の見直しを行います。

① 取得価額要件を7億円以上（現行：5億円以上）に引き上げます。

現行	改正案
5億円以上	7億円以上



## オープンイノベーション促進税制の延長等（3/3）

- ② 特別勘定に係る特定株式の発行法人の事業の成長発展が図られたことにつき明らかにされた場合において、その特別勘定を設けている法人を合併法人とし、その発行法人を被合併法人とする**合併**が行われたときは、その被合併法人に係る特別勘定は、その合併の日を含む事業年度の**翌事業年度開始の日から5年間で特別勘定の残高の均等額を取り崩して、益金算入**することとします。
- ③ 下記(3)の改正に伴い、下記(3)により特別勘定を設けている又は設けていた株式と同一の銘柄の株式の取得をする場合におけるその取得をする株式をこの措置の対象から除外します。
- (3) 対象となる特定株式に、発行法人以外の者から購入により取得した特別新事業開拓事業者の株式でその取得の日から3年以内に発行法人の総株主の議決権の過半数を有することとなることが見込まれるもの（その取得の直前において発行法人の総株主の議決権の過半数を有するものを除きます。）を加え、その特定株式の取得価額の**20%以下の**金額を特別勘定の金額として経理した場合には、その事業年度の所得の金額を上限に、その経理した金額の合計額を損金算入できることとします。
- ① 特定株式に係る対象となる**取得価額の上限は、200億円**とします。
- ② 特定株式の要件は、取得価額要件を3億円以上とするほか、上記(2)の特定株式の要件と同様とします。
- ③ 特定株式に係る特別勘定の取崩し事由は、次のとおり現行の取崩し事由を見直した事由とするほか、上記(2)の購入特定株式の取崩し事由と同様とします。

No.	取崩し事由
1	特定株式の取得から3年を経過した場合には、特別勘定の金額を取り崩して、益金算入します。ただし、その取得の日から3年以内に、その発行法人の総株主の議決権の過半数を有することとなった場合はこの限りではありません。
2	上記1のただし書の場合において、対象法人が特定株式に係る特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の過半数を有しないこととなつたときは、特別勘定の金額を取り崩して、益金算入します。
3	特別勘定に係る特定株式の発行法人の事業の成長発展が図られたことにつき明らかにされた場合において、その特別勘定を設けている法人を合併法人とし、その発行法人を被合併法人とする <b>合併</b> が行われたときは、その被合併法人に係る特別勘定は、その合併の日を含む事業年度の <b>翌事業年度開始の日から5年間で特別勘定の残高の均等額を取り崩して、益金算入</b> します。
4	増資特定株式でその取得の日が令和5年4月1日以後であるものにつき特別勘定を設けている又は設けていたものと同一の銘柄の株式の取得をする場合におけるその取得をする株式は、この措置の対象外とします。